

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【四半期会計期間】	第104期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取 吉永 國光
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
【電話番号】	027(234)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 田村 盛司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番7号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	03(3542)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼秘書室東京事務所長 片山 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 (東京都中央区銀座三丁目10番7号) 株式会社東和銀行大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目31番地) 株式会社東和銀行小川支店 (埼玉県比企郡小川町大字小川94番地1) 株式会社東和銀行足利支店 (栃木県足利市通一丁目2668番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 株式会社東和銀行小川支店及び足利支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため、四半期報告書の写しを備えるものであります。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,260	21,953	20,483	43,305	45,865
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,295	2,258	1,158	22,142	1,115
連結中間純利益(は連結 中間純損失)	百万円	881	2,958	847	-	-
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	-	-	-	27,415	158
連結純資産額	百万円	60,697	36,277	41,091	33,372	36,368
連結総資産額	百万円	1,779,776	1,740,990	1,709,112	1,744,309	1,713,599
1株当たり純資産額	円	249.51	115.35	117.32	136.87	97.69
1株当たり中間純利益金額 (は1株当たり中間純損 失金額)	円	3.65	12.26	2.64	-	-
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損 失金額)	円	-	-	-	113.60	0.65
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	2.07	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	0.59
自己資本比率	%	3.38	2.05	2.12	1.89	1.83
連結自己資本比率(国内基 準)	%	8.31	6.69	7.33	5.71	6.67
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,611	43,057	9,997	27,935	34,608
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,292	5,477	7,521	8,684	15,970
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	692	11,846	14	698	16,426
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	23,657	32,487	37,508	69,177	35,031
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,484 〔658〕	1,491 〔656〕	1,527 〔644〕	1,457 〔658〕	1,477 〔645〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成19年度中間連結会計期間については中間純損失を計上しているため記載しておりません。平成18年度以前については潜在株式がないため記載しておりません。
6. 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第102期中 平成18年9月	第103期中 平成19年9月	第104期中 平成20年9月	第102期 平成19年3月	第103期 平成20年3月
経常収益	百万円	18,470	19,256	17,867	37,797	39,927
経常利益(は経常損失)	百万円	1,360	2,598	549	23,350	576
中間純利益(は中間純損失)	百万円	975	3,186	522	-	-
当期純損失	百万円	-	-	-	28,153	424
資本金	百万円	35,565	39,565	39,565	35,565	39,565
発行済株式総数	千株	普通株式 241,597	普通株式 241,597 第一種優先株式 1,600	普通株式 248,521 第一種優先株式 1,450	普通株式 241,597	普通株式 247,132 第一種優先株式 1,500
純資産額	百万円	60,532	35,281	35,092	32,703	30,562
総資産額	百万円	1,776,964	1,738,485	1,707,245	1,741,013	1,710,444
預金残高	百万円	1,669,506	1,649,275	1,592,152	1,660,366	1,610,368
貸出金残高	百万円	1,211,396	1,183,735	1,170,571	1,192,632	1,164,442
有価証券残高	百万円	467,560	452,848	468,329	450,167	459,444
1株当たり配当額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	3.40	2.02	2.05	1.87	1.78
単体自己資本比率(国内基準)	%	8.34	6.54	6.40	5.62	5.70
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,370 〔632〕	1,382 〔630〕	1,415 〔618〕	1,343 〔632〕	1,363 〔620〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,527 [644]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員732人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,415 [618]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員673人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国経済の減速や原油・原材料価格高騰の影響に伴う企業収益の減少を受け、設備投資が弱含みとなりました。また、サブプライムローン問題に端を発した世界的金融不安は、景気に対する後退懸念を継続させるなど、先行きの不透明感に広がりを見せました。

このような経済状況のもとで、当第2四半期連結会計期間の連結経営成績は以下の通りとなりました。

経常収益は、103億円となりました。資金運用収益が76億5百万円、役務取引等収益が12億1百万円、その他業務収益が15百万円、その他経常収益が14億78百万円となりました。

一方、経常費用は、119億32百万円となりました。資金調達費用が13億16百万円、役務取引等費用が6億33百万円、営業経費が55億76百万円、その他経常費用が44億6百万円となりました。

以上により、当第2四半期連結会計期間の連結経常利益は株価の下落による株式の減損を12億8百万円計上したことなどを主因とし16億32百万円の赤字、連結四半期純利益は3億10百万円の赤字となりました。

また、当第2四半期連結会計期間の連結財政状態は以下の通りとなりました。

貸出金は、第2四半期連結会計期間において142億79百万円増加し1兆1,711億円となりました。

有価証券は、第2四半期連結会計期間において167億64百万円増加し4,616億円となりました。

預金は、第2四半期連結会計期間において149億円減少し1兆5,846億円となりました。

総資産は、第2四半期連結会計期間において11億3百万円減少し1兆7,091億円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支の合計は、国内業務部門が67億59百万円、国際業務部門が1億12百万円、合計（相殺消去後）では68億71百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	6,196	87	4	6,288
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	7,558	118	71	7,605
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,361	31	76	1,316
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	562	10	5	568
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,256	17	72	1,201
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	693	6	66	633
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	0	14	-	14
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	0	14	-	15
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	0	-	-	0

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（当第2四半期連結会計期間10百万円）が含まれております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収支は、国内業務部門が5億62百万円、国際業務部門が10百万円、合計（相殺消去後）では5億68百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,256	17	72	1,201
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	214	-	-	214
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	395	17	0	412
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	218	-	-	218
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	203	-	-	203
うち貸金庫・保護預り業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	10	-	-	10
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	132	-	65	67
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	693	6	66	633
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	82	6	0	88

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,644,685	4,589	3,792	1,645,482
	平成20年9月30日	1,588,357	3,794	7,514	1,584,637
うち流動性預金	平成19年9月30日	674,043	-	2,642	671,400
	平成20年9月30日	623,936	-	6,364	617,572
うち定期性預金	平成19年9月30日	959,280	-	1,150	958,130
	平成20年9月30日	944,751	-	1,150	943,601
うちその他	平成19年9月30日	11,361	4,589	-	15,951
	平成20年9月30日	19,669	3,794	-	23,464
譲渡性預金	平成19年9月30日	-	-	-	-
	平成20年9月30日	-	-	-	-
総合計	平成19年9月30日	1,644,685	4,589	3,792	1,645,482
	平成20年9月30日	1,588,357	3,794	7,514	1,584,637

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,173,031	100.00	1,171,131	100.00
製造業	161,964	13.81	174,791	14.93
農業	1,387	0.12	1,309	0.11
林業	8	0.00	10	0.00
漁業	154	0.01	149	0.01
鉱業	83	0.01	154	0.01
建設業	74,343	6.34	73,311	6.26
電気・ガス・熱供給・水道業	1,739	0.15	1,875	0.16
情報通信業	4,494	0.38	4,233	0.36
運輸業	26,758	2.28	28,940	2.47
卸売・小売業	113,541	9.68	109,779	9.38
金融・保険業	57,699	4.92	63,949	5.46
不動産業	166,655	14.21	161,654	13.80
各種サービス業	162,693	13.87	156,939	13.40
地方公共団体	8,381	0.71	7,688	0.66
その他	393,127	33.51	386,344	32.99
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,173,031		1,171,131	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュフローの状況は、営業活動によるキャッシュフローは預金等の減少などにより164億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュフローは有価証券の取得による支出が売却による収入を上回ったことなどにより53億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュフローについては大きな変動はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	14,926	13,431	1,494
経費(除く臨時処理分)	11,708	10,821	887
人件費	6,435	5,971	463
物件費	4,628	4,219	409
税金	644	630	13
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	3,217	2,610	607
のれん償却額	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,217	2,610	607
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
業務純益	3,217	2,610	607
うち債券関係損益	57	64	121
臨時損益	5,816	3,160	2,656
株式関係損益	614	1,791	1,177
不良債権処理損失	5,481	1,465	4,015
貸出金償却	5,481	1,256	4,224
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
偶発損失引当金繰入額	-	208	208
その他臨時損益	279	97	181
経常損失	2,598	549	2,048
特別損益	670	1,110	440
うち固定資産処分損益	47	13	33
うち固定資産減損損失	490	107	382
税引前中間純利益	1,927	560	2,488
法人税、住民税及び事業税	22	22	-
法人税等調整額	1,236	15	1,220
中間純利益	3,186	522	3,709

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.88	1.83	0.05
(イ) 貸出金利回	2.34	2.24	0.10
(ロ) 有価証券利回	0.84	0.85	0.01
(2) 資金調達原価	1.63	1.61	0.02
(イ) 預金等利回	0.22	0.27	0.05
(ロ) 外部負債利回	1.31	1.30	0.01
(3) 総資金利鞘	-	0.25	0.03

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	18.87	15.85	3.02
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	18.87	15.85	3.02
業務純益ベース	18.87	15.85	3.02
中間純利益ベース	18.69	3.17	21.86

（注）期首純資産の部と期末純資産の部の平均により算出しております。

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	1,649,275	1,592,152	57,122
預金（平残）	1,652,731	1,600,610	52,121
貸出金（未残）	1,183,735	1,170,571	13,163
貸出金（平残）	1,170,227	1,157,505	12,722

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	1,344,288	1,316,817	27,470
法人	304,987	275,334	29,652
合計	1,649,275	1,592,152	57,122

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	353,787	348,316	5,471
住宅ローン残高	325,818	326,245	426
その他ローン残高	27,968	22,070	5,897

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,011,137	968,264	42,873
総貸出金残高	百万円	1,183,735	1,170,571	13,163
中小企業等貸出金比率	/ %	85.41	82.71	2.70
中小企業等貸出先件数	件	72,848	68,181	4,667
総貸出先件数	件	73,001	68,344	4,657
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.79	99.76	0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	6	35	6	26
保証	1,420	9,308	1,287	8,234
計	1,426	9,343	1,293	8,261

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	39,565	39,565
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	4,000	4,000
	利益剰余金	9,951	6,269
	自己株式( )	96	103
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	-	193
	その他有価証券の評価差損( )	-	3,276
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	446	4,779
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	-	-
計 (A)	33,964	38,501	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,606	2,694
	一般貸倒引当金	5,514	5,606

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
	負債性資本調達手段等	16,982	19,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	16,982	19,000
	計	25,103	27,301
	うち自己資本への算入額(B)	25,103	27,301
控除項目	控除項目(注4)(C)	-	-
自己資本額	(A)+(B)-(C)(D)	59,067	65,803
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	810,273	830,405
	オフ・バランス取引等項目	10,578	9,794
	信用リスク・アセットの額(E)	820,852	840,199
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	61,487	56,894
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)	4,919	4,551
	計(E)+(F)(H)	882,340	897,093
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		6.69	7.33
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)		3.84	4.29

(注)1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	39,565	39,565
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	4,000	4,000
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	その他利益剰余金	10,478	7,476
	その他	-	-
	自己株式（ ）	96	103
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	3,288
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 （ ）	-	-
計 ( A )	32,990	32,696	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資 証券（注1）	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額	2,606	2,694
	一般貸倒引当金	5,497	5,596
	負債性資本調達手段等	16,495	16,348
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 （注3）	16,495	16,348
	計	24,599	24,639
うち自己資本への算入額 （ B ）	24,599	24,639	
控除項目	控除項目（注4） （ C ）	-	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ） （ D ）	57,590	57,336

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	809,214	830,162
	オフ・バランス取引等項目	10,578	9,794
	信用リスク・アセットの額 (E)	819,793	839,856
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	59,794	55,514
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,783	4,441
	計(E)+(F) (H)	879,587	895,471
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		6.54	6.40
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		3.75	3.65

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## (資産の査定)

## (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

## 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

## 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

## 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

## 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	268	107
危険債権	651	702
要管理債権	155	190
正常債権	10,868	10,801

### 第3【設備の状況】

#### (1)【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2)【設備の新設、除却等の計画】

第1四半期連結会計期間末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,000,000
優先株式	4,850,000
計	499,850,000

(注)平成20年11月25日の取締役会の決議により平成20年11月25日付で優先株式10,000株を消却したことから、定款の定めに基づき優先株式の発行可能株式総数が同株数減少し、以下のとおりとなっております。

優先株式の発行可能株式総数 4,840,000株

発行可能株式総数の計 499,840,000株

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	248,521,878	248,521,878	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
第一種優先株式	1,450,000	1,440,000		(注)2
計	249,971,878	249,971,878		

(注)1.提出日現在の普通株式発行数には、平成20年11月25日から四半期報告書を提出する日までに第一種優先株式の取得と引換えにより交付した普通株式数の増加は含まれておりません。

2.第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1)剰余金の配当

当行は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。ただし、平成21年3月31日に終了する事業年度より、当該事業年度中に、株式会社東京証券取引所において、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)の普通取引の終値が(5)に規定する下限交付価額を下回る取引日(以下に定義する)が100日に達した場合、当行定款第38条に定める剰余金の配当を行なうときは、本優先株主および本優先登録株式質権者に対し、当行普通株式を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、125円の当該事業年度に関する剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行なう。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日で、当行普通株式の普通取引の終値の公表された日をいう。

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。

当行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、当行の定款第39条に定める中間配当を行なわない。

##### (2)残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行普通株主または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

##### (3)議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4)株式の併合または分割および無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。当行は、本優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当行は、本優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5)取得請求権

本優先株主は、当行に対し、以下の各号に従い、当行普通株式の交付と引換えに、本優先株式の取得を請求することができる。

本優先株式の取得を請求することができる期間

平成19年8月13日から平成29年6月29日

本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類および数の算定方法

本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当行普通株式の数は、優先株式1株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。

交付すべき当行普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

当初交付価額

当初交付価額は、平成19年7月27日から3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額とする。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

交付価額の修正

交付価額は、本優先株式の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）に、決定日まで（当日を含む）の直前の5連続取引日（ただし、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額に修正され、決定日の翌取引日より適用される。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。かかる計算で修正された交付価額を以下「修正後交付価額」という。

ただし、かかる算出の結果、修正後交付価額が当初交付価額の50%相当額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)乃至による調整を受ける。以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は下限交付価額とし、当初交付価額の200%相当額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)乃至による調整を受ける。以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には、上限交付価額とする。

交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、(5)に掲げる各事由により当行の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) (5) ( )に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当行普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( )株式分割または無償割当てにより当行普通株式を発行する場合

調整後の交付価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当てについて当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当行普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) (5) ( )に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または(5) ( )に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( )当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利（ ( )において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）の当初発行条件に従って当行普通株式1株あたりの対価（ ( )において、以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（乃至 と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（ ( )において、以下「修正日」という。）における(5) ( )に定める時価を下回る価額になる場合

ア．当該取得請求権付株式等に関し、( )による交付価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の交付価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして( )の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

イ．当該取得請求権付株式等に関し、( )または上記アによる交付価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の交付価額は、当該超過株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の交付価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該交付価額の調整以前に、乃至 に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該交付価額の調整において本号ならびに次号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

( ) ( )および( )における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

( ) ( )乃至( )の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときは、( )乃至( )にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本優先株式の取得請求権を行使した本優先株主に対しては、調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満にとどまる限りは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合は、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

( )交付価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。  
( )交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

( )交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除した数とする。また、(5) ( )の基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式数を含まないものとする。

(5) の交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な交付価額の調整を行う。

( )株式の併合、資本の減少、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために交付価額の調整を必要とするとき。

( )その他当行の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

( )交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 乃至 に定めるところにより交付価額の修正または調整を行うときは、当行はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の交付価額、修正後または調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本優先株主に通知する。

#### 取得請求受付場所

日本証券代行株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

#### 取得請求権の行使の方法

( )本優先株式の取得請求受付事務は、(5) に定める取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

( )本優先株式の取得請求をしようとするときは、当行の定める取得請求書（以下「取得請求書」という。）に、取得請求権を行う日等を記載して、これに記名捺印した上、当該本優先株式を添えて取得請求可能期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。

ただし、本優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

( )取得請求受付場所に対し取得請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

( )本優先株式の取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部（以下「書類等」という。）が取得請求受付場所に到着した日または本優先株式の取得請求を行う日として取得請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

株券の交付方法

当行は、本優先株式の取得請求の効力発生日後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

(6)一斉取得

当行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった本優先株式を、平成29年6月30日（以下「一斉取得日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、平均値が下限交付価額を下回るときは、当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。一斉取得日に先立つ45取引日目以降、(5)乃至で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、本要項に従い当行取締役会が適当と判断する値に調整される。

(7)その他

上記の他、本優先株式の発行に関して必要な事項は当社代表取締役頭取に一任する。

会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講ずる。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年8月26日 (注)1	第一種優先株式 10	普通株式 248,058 第一種優先株式 1,450	-	39,565,903	-	4,000,000
平成20年9月4日 (注)2	普通株式 462	普通株式 248,521 第一種優先株式 1,450	-	39,565,903	-	4,000,000

- (注)1. 自己株式のうち第一種優先株式を平成20年8月26日取締役会決議により消却したものであります。  
2. 第一種優先株式の取得請求により普通株式を交付したことによるものであります。  
3. 第一種優先株式については、平成20年11月25日の取締役会の決議により平成20年11月25日付で10千株を消却したことから、発行済株式総数残高は1,440千株となっております。

(4)【大株主の状況】  
普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
モルガン・スタンレーアンドカン パニーインク (常任代理人 モルガン・スタン レー証券株式会社証券管理本部)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿 ガーデンプレイスタワー)	18,482	7.43
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,692	5.50
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	8,512	3.42
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,165	2.48
株式会社メデカジャパン	埼玉県鴻巣市天神三丁目673番地	5,967	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,768	1.91
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	3,941	1.58
株式会社びわこ銀行	滋賀県大津市中央四丁目5番12号	3,443	1.38
株式会社ジクト	栃木県宇都宮市昭和一丁目2番18号	2,872	1.15
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西二丁目1番18号	2,776	1.11
計		70,622	28.41

- (注) 1. 当第2四半期会計期間末現在における、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)及び日本  
トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の信託業務の株式数については、当行として把握して  
おりません。
2. リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーから平成20年1月9日現在の保有株式数を記載  
した大量保有報告書(変更報告書)が平成20年1月17日関東財務局に提出されておりますが、当行として当  
中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないことから、株主名簿上の所有株式数を記載して  
おります。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
リバティ・スクエア・アセット・ マネジメント・エル・ピー	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, County of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	18,000	7.30

第一種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	1,440	99.31
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	10	0.68
計		1,450	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式(注)1	第一種優先株式 1,450,000		「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。 なお、取得請求に基づき取得した10千株については、既に普通株式を交付しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 393,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他) (注)2	普通株式 246,250,000	246,250	同上
単元未満株式	普通株式 1,878,878		同上
発行済株式総数	249,971,878		
総株主の議決権		246,250	

(注)1. 第一種優先株式1,450千株は、取得請求に基づき取得した自己株式10千株を含んでおります。また、取得した自己株式の取得原価はゼロであります。

なお、当第2四半期会計期間末に所有している第一種優先株式については、今後消却予定であります。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が81千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が81個含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目12番6号	393,000	-	393,000	0.15
計	-	393,000	-	393,000	0.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	117	116	130	105	105	104
最低(円)	98	105	100	94	94	86

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	6 33,506	6 39,200	6 36,187
コールローン及び買入手形	45,114	3,788	25,389
買入金銭債権	626	307	377
商品有価証券	197	54	128
有価証券	6, 13 453,265	6, 13 461,608	6, 13 452,857
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,173,031	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,171,131	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,165,500
外国為替	5 1,264	5 1,360	5 1,968
その他資産	6 10,361	6 15,604	6 7,544
有形固定資産	8, 9, 10 35,106	8, 9 27,516	8, 9, 10 34,857
無形固定資産	2,185	1,321	2,278
繰延税金資産	5,541	5,051	4,398
支払承諾見返	9,343	8,261	8,410
貸倒引当金	28,555	26,092	26,300
<b>資産の部合計</b>	<b>1,740,990</b>	<b>1,709,112</b>	<b>1,713,599</b>
<b>負債の部</b>			
預金	6 1,645,482	6 1,584,637	6 1,603,386
コールマネー及び売渡手形	6 1,154	6 31,035	6 21,001
借入金	6, 11 5,409	6, 11 4,488	6, 11 4,713
外国為替	11	24	40
社債	12 15,000	12 15,000	12 15,000
その他負債	10,814	8,016	8,043
賞与引当金	479	238	236
預金返還損失引当金	150	261	187
退職給付引当金	12,586	11,921	12,165
役員退職慰労引当金	496	148	272
偶発損失引当金	-	327	118
繰延税金負債	104	67	63
再評価に係る繰延税金負債	8 3,679	8 3,592	8 3,592
支払承諾	9,343	8,261	8,410
<b>負債の部合計</b>	<b>1,704,712</b>	<b>1,668,021</b>	<b>1,677,231</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	39,565	39,565	39,565
資本剰余金	4,000	4,000	4,000
利益剰余金	9,951	6,269	7,117
自己株式	96	103	100
<b>株主資本合計</b>	<b>33,517</b>	<b>37,192</b>	<b>36,347</b>
その他有価証券評価差額金	199	3,276	7,284
土地再評価差額金	8 2,113	8 2,395	8 2,395
評価・換算差額等合計	2,312	880	4,888
少数株主持分	446	4,779	4,908
<b>純資産の部合計</b>	<b>36,277</b>	<b>41,091</b>	<b>36,368</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,740,990</b>	<b>1,709,112</b>	<b>1,713,599</b>

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の要約連結 損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	21,953	20,483	45,865
資金運用収益	16,043	15,320	31,747
(うち貸出金利息)	13,754	13,055	27,445
(うち有価証券利息配当金)	1,977	2,099	3,776
役務取引等収益	2,765	2,424	5,230
その他業務収益	119	91	261
その他経常収益	3,025	2,647	1 8,625
経常費用	24,212	21,642	44,749
資金調達費用	2,179	2,620	4,722
(うち預金利息)	1,921	2,225	4,046
役務取引等費用	1,431	1,274	2,779
その他業務費用	-	111	0
営業経費	11,735	11,151	22,718
その他経常費用	2 8,865	2 6,484	2 14,529
経常利益又は経常損失( )	2,258	1,158	1,115
特別利益	3 1,217	1,469	2,621
固定資産処分益		0	0
償却債権取立益		1,111	2,374
リース会計基準の適用に伴う影響額		352	-
その他の特別利益		4	246
特別損失	4, 5 537	120	1,155
固定資産処分損		13	119
減損損失		5 107	5 1,035
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ( )	1,578	189	2,582
法人税、住民税及び事業税	80	34	141
法人税等調整額	1,187	631	2,262
法人税等合計		597	
少数株主利益又は少数株主損失( )	112	60	20
中間純利益又は中間純損失( )	2,958	847	158

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結株主 資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	35,565	39,565	35,565
当中間期変動額			
新株の発行	4,000	-	4,000
当中間期変動額合計	4,000	-	4,000
当中間期末残高	39,565	39,565	39,565
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	14,516	4,000	14,516
当中間期変動額			
新株の発行	4,000	-	4,000
資本剰余金の取崩	(注) 14,516	-	(注) 14,516
当中間期変動額合計	10,516	-	10,516
当中間期末残高	4,000	4,000	4,000
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	21,737	7,117	21,737
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失( )	2,958	847	158
資本剰余金の取崩	(注) 14,516	-	(注) 14,516
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
当中間期変動額合計	11,785	847	14,619
当中間期末残高	9,951	6,269	7,117
<b>自己株式</b>			
前期末残高	89	100	89
当中間期変動額			
自己株式の取得	7	3	11
当中間期変動額合計	7	3	11
当中間期末残高	96	103	100
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	28,255	36,347	28,255
当中間期変動額			
新株の発行	8,000	-	8,000
中間純利益又は中間純損失( )	2,958	847	158
自己株式の取得	7	3	11
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
当中間期変動額合計	5,261	844	8,091
当中間期末残高	33,517	37,192	36,347

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結株主 資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	2,429	7,284	2,429
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,229	4,007	9,713
当中間期変動額合計	2,229	4,007	9,713
当中間期末残高	199	3,276	7,284
土地再評価差額金			
前期末残高	2,340	2,395	2,340
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	227	-	54
当中間期変動額合計	227	-	54
当中間期末残高	2,113	2,395	2,395
評価・換算差額等合計			
前期末残高	4,770	4,888	4,770
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,457	4,007	9,658
当中間期変動額合計	2,457	4,007	9,658
当中間期末残高	2,312	880	4,888
少数株主持分			
前期末残高	346	4,908	346
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	100	129	4,562
当中間期変動額合計	100	129	4,562
当中間期末残高	446	4,779	4,908
純資産合計			
前期末残高	33,372	36,368	33,372
当中間期変動額			
新株の発行	8,000	-	8,000
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,958	847	158
自己株式の取得	7	3	11
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,357	3,878	5,096
当中間期変動額合計	2,904	4,722	2,995
当中間期末残高	36,277	41,091	36,368

【中間連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、平成19年3月末における欠損てん補のため、資本剰余金を取り崩したものであります。

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ( )	1,578	189	2,582
減価償却費	2,196	694	4,706
減損損失	490	107	1,035
のれん償却額	-	57	-
貸倒引当金の増減( )	1,706	207	3,961
賞与引当金の増減額( は減少)	2	2	240
預金返還損失引当金の増減額( は減少)	40	74	77
退職給付引当金の増減額( は減少)	466	244	888
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	34	123	190
偶発損失引当金の増減額( は減少)	-	208	118
資金運用収益	16,043	15,320	31,747
資金調達費用	2,179	2,620	4,722
有価証券関係損益( )	473	1,856	1,110
為替差損益( は益)	12	16	20
固定資産処分損益( は益)	43	23	93
商品有価証券の純増( )減	59	74	128
貸出金の純増( )減	8,922	5,630	16,453
預金の純増減( )	11,077	18,748	53,173
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	74	225	770
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	442	534	305
コールローン等の純増( )減	40,885	21,671	20,910
コールマネー等の純増減( )	26	10,033	19,821
外国為替(資産)の純増( )減	419	608	1,123
外国為替(負債)の純増減( )	63	16	35
資金運用による収入	16,758	15,815	33,358
資金調達による支出	1,600	2,406	3,796
その他	662	475	73
小計	42,973	10,087	34,493
法人税等の支払額	83	121	115
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>43,057</b>	<b>9,966</b>	<b>34,608</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	33,669	51,333	80,704
有価証券の売却による収入	26,521	36,468	42,928
有価証券の償還による収入	2,996	7,561	25,617
有形固定資産の取得による支出	1,371	107	4,237
有形固定資産の売却による収入	45	16	426
子会社株式の取得による支出	-	96	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,477</b>	<b>7,490</b>	<b>15,970</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入れによる収入	3,894	-	3,894
株式の発行による収入	7,959	-	7,959
少数株主に対する株式の発行による収入	-	-	4,583
少数株主への配当金の支払額	-	11	-
自己株式の取得による支出	7	3	11
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>11,846</b>	<b>14</b>	<b>16,426</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	16	6
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	36,689	2,477	34,145
現金及び現金同等物の期首残高	69,177	35,031	69,177
現金及び現金同等物の中間期末残高	32,487	37,508	35,031

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 主要な会社名 東和銀リース株式会社 東和カード株式会社 東和信用保証株式会社  (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 7社 主要な会社名 東和銀リース株式会社 東和カード株式会社 東和信用保証株式会社  (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 東和フェニックス株式会社については、新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (追加情報) 当行は、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）が公表されたことに伴い、市場価格が時価とみなせないと判断した変動利付国債については、合理的に算定された価額をもって時価としております。 なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,202百万円増加し、その他有価証券評価差額金（損）が同額減少し、資産の部合計及び純資産の部合計が同額増加しております。  (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ2百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ41百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 4年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ82百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,346百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,984百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,694百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(7) 預金返還損失引当金の計上基準 預金返還損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てております。</p> <p>(追加情報) 利益計上した睡眠預金の預金者への返還損失は、前中間連結会計期間までは返還時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前連結会計年度より過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間は従来の方によっていることから、上記方法によった場合と比較して、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ102百万円少なく計上されております。</p>	<p>(7) 預金返還損失引当金の計上基準 預金返還損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てております。</p>	<p>(7) 預金返還損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報) 役員退職慰労金は、前中間連結会計期間までは支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前連結会計年度から、内規に基づく支給見込額を引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間は従来の方によっていることから、上記方法によった場合と比較して、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ37百万円及び422百万円少なく計上されております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度未までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 平成19年10月1日に信用保証協会の責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益は118百万円減少しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。</p> <p>また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。</p>	(13) 重要なヘッジ会計の方法 同左	(13) 重要なヘッジ会計の方法 同左
	<p>(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	(14) 消費税等の会計処理 同左	(14) 消費税等の会計処理 同左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる中間連結財務諸表等に与える影響は以下のとおりであります。 貸手側については、当該変更による経常利益に与える影響は軽微であります。リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理を行ったことによる影響額等を特別利益に352百万円計上しており、税金等調整前中間純利益が同額程度増加しております。 また、従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産を、「その他の有形固定資産」または「その他の無形固定資産」として表示しておりましたが、当中間連結会計期間よりリース債権及びリース投資資産8,131百万円を「その他資産」に含めて表示しております。 さらに、従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の取得による支出」及び「有形固定資産の売却による収入」に含めて計上しておりましたが、当中間連結会計期間よりリース債権及びリース投資資産の増減を「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しております。これにより、従来の方法に比べ、「営業活動によるキャッシュ・フロー」は1,036百万円減少し、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は同額増加しております。 借手側については、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を継続しております。 また、リース取引開始日が平成20年4月1日以後に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、該当がないため、当該変更による中間連結財務諸表等に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>(1)特別利益は、当中間連結会計期間より内訳表示しております。なお、前中間連結会計期間における償却債権取立益の金額は、1,217百万円であります。</p> <p>(2)特別損失は、当中間連結会計期間より内訳表示しております。なお、前中間連結会計期間における減損損失の金額は490百万円、固定資産処分損の金額は47百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,940百万円、延滞債権額は89,311百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,545百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,798百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,699百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,741百万円、延滞債権額は88,339百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,529百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は110,610百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,368百万円あります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,460百万円、延滞債権額は81,696百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,064百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,220百万円あります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,466百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																		
<p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,523百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>171百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>9,420百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>410百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券133,395百万円を差し入れております。</p> <p>また、連結子会社の借入金の担保としてリース債権357百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は713百万円であります。</p> <p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は95,169百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが74,673百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	85百万円	有価証券	5,523百万円	その他資産	171百万円	預金	9,420百万円	借入金	410百万円	<p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>38,135百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>128百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>15,918百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券133,980百万円を差し入れております。</p> <p>また、上記の借入金の担保として、未経過リース料債権197百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は643百万円であります。</p> <p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は89,861百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが66,417百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	15百万円	有価証券	38,135百万円	その他資産	128百万円	預金	15,918百万円	コールマネー	30,000百万円	借入金	150百万円	<p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>39,894百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>148百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>14,414百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>290百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券134,590百万円を差し入れております。</p> <p>また、上記の借入金の担保として、未経過リース料債権275百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は648百万円あります。</p> <p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、103,985百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが81,910百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	85百万円	有価証券	39,894百万円	その他資産	148百万円	預金	14,414百万円	コールマネー	20,000百万円	借入金	290百万円
現金預け金	85百万円																																			
有価証券	5,523百万円																																			
その他資産	171百万円																																			
預金	9,420百万円																																			
借入金	410百万円																																			
現金預け金	15百万円																																			
有価証券	38,135百万円																																			
その他資産	128百万円																																			
預金	15,918百万円																																			
コールマネー	30,000百万円																																			
借入金	150百万円																																			
現金預け金	85百万円																																			
有価証券	39,894百万円																																			
その他資産	148百万円																																			
預金	14,414百万円																																			
コールマネー	20,000百万円																																			
借入金	290百万円																																			

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 40,175百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれていません。</p> <p>12. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は200百万円であります。</p>	<p>8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 26,588百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれていません。</p> <p>12. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は300百万円であります。</p>	<p>8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,365百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 40,329百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は300百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>2. その他経常費用には、貸出金償却5,497百万円、貸倒引当金繰入額152百万円及び株式等償却564百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益1,217百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産の減損損失490百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (グルーピングの方法) 営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 (減損損失を認識した資産または資産グループ) (イ)群馬県内 主な用途 営業店舗3店舗 種類 土地建物等 減損損失額 310百万円 (ロ)群馬県外 主な用途 営業店舗3店舗 種類 土地建物等 減損損失額 180百万円 (減損損失の認識に至った経緯) 営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額490百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。 (回収可能価額) 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。</p>	<p>2. その他経常費用には、貸出金償却1,500百万円、貸倒引当金繰入額781百万円及び株式等償却1,767百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (グルーピングの方法) 営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 (減損損失を認識した資産または資産グループ) 群馬県外 主な用途 営業店舗2店舗 種類 建物等 減損損失額 107百万円 (減損損失の認識に至った経緯) 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額107百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。 (回収可能価額) 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益2,626百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、貸出金償却7,357百万円及び株式等償却1,403百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (グルーピングの方法) 営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 (減損損失を認識した資産または資産グループ) (イ)群馬県内 主な用途 営業店舗6店舗 種類 土地建物等 減損損失額 466百万円 (ロ)群馬県外 主な用途 営業店舗7店舗 種類 土地建物等 減損損失額 568百万円 (減損損失の認識に至った経緯) 営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,035百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。 (回収可能価額) 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	241,597	-	-	241,597	
種類株式					
第一種優先株式	-	1,600	-	1,600	(注)1
合計	241,597	1,600	-	243,197	
自己株式					
普通株式	296	32	-	328	(注)2
合計	296	32	-	328	

(注)1. 第一種優先株式の株式数の増加は、第三者割当による発行によるものであります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項なし

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	247,132	1,388	-	248,521	(注)1
種類株式					
第一種優先株式	1,500	-	50	1,450	(注)2
合計	248,632	1,388	50	249,971	
自己株式					
普通株式	360	32	-	393	(注)3
種類株式					
第一種優先株式	30	30	50	10	(注)4
合計	390	62	50	403	

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加は、第一種優先株式の普通株式への転換によるものであります。

2. 種類株式の発行済株式数の減少は、消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

4. 種類株式の自己株式数の増加は、当中間連結会計期間末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。また、取得した自己株式の取得原価はゼロであります。

なお、当中間連結会計期間末に所有している第一種優先株式については、今後消却予定であります。

2. 配当に関する事項

該当事項なし

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	241,597	5,535	-	247,132	(注) 1
種類株式					
第一種優先株式	-	1,600	100	1,500	(注) 2
合計	241,597	7,135	100	248,632	
自己株式					
普通株式	296	64	-	360	(注) 3
種類株式					
第一種優先株式	-	130	100	30	(注) 4
合計	296	194	100	390	

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、第一種優先株式の普通株式への転換によるものです。

2. 種類株式の発行済株式数の増加は、第一種優先株式の第三者割当による新株の発行によるものであり、減少は消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

4. 種類株式の自己株式数の増加は、当連結会計年度末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。また、取得した自己株式の取得原価はゼロであります。

なお、当連結会計年度末に所有している第一種優先株式については、今後消却予定であります。

2. 配当に関する事項

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成19年9月30日現在	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成20年9月30日現在	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成20年3月31日現在
現金預け金勘定 33,506百万円	現金預け金勘定 39,200百万円	現金預け金勘定 36,187百万円
定期預け金 334百万円	定期預け金 128百万円	定期預け金 198百万円
その他 684百万円	その他 1,563百万円	その他 958百万円
現金及び現金同等物 32,487百万円	現金及び現金同等物 37,508百万円	現金及び現金同等物 35,031百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借主側</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借主側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> <li>取得価額相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>525百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>525百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>260百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>260百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>60百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>205百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>205百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>227百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>265百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 60百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	有形固定資産	525百万円	無形固定資産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	525百万円	有形固定資産	260百万円	無形固定資産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	260百万円	有形固定資産	60百万円	無形固定資産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	60百万円	有形固定資産	205百万円	無形固定資産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	205百万円	1年内	38百万円	1年超	227百万円	合計	265百万円	支払リース料	19百万円	リース資産減損勘定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	16百万円	減損損失	63百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借主側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> <li>取得価額相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>48百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>48百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>44百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>44百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース資産減損勘定年度末残高 - 百万円</li> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	48百万円	その他	- 百万円	合計	48百万円	動産	4百万円	その他	- 百万円	合計	4百万円	動産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	- 百万円	動産	44百万円	その他	- 百万円	合計	44百万円	1年内	9百万円	1年超	34百万円	合計	44百万円	支払リース料	4百万円	リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円	減価償却費相当額	4百万円	減損損失	- 百万円
有形固定資産	525百万円																																																																																					
無形固定資産	- 百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	525百万円																																																																																					
有形固定資産	260百万円																																																																																					
無形固定資産	- 百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	260百万円																																																																																					
有形固定資産	60百万円																																																																																					
無形固定資産	- 百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	60百万円																																																																																					
有形固定資産	205百万円																																																																																					
無形固定資産	- 百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	205百万円																																																																																					
1年内	38百万円																																																																																					
1年超	227百万円																																																																																					
合計	265百万円																																																																																					
支払リース料	19百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	3百万円																																																																																					
減価償却費相当額	16百万円																																																																																					
減損損失	63百万円																																																																																					
動産	48百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	48百万円																																																																																					
動産	4百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	4百万円																																																																																					
動産	- 百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	- 百万円																																																																																					
動産	44百万円																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																					
合計	44百万円																																																																																					
1年内	9百万円																																																																																					
1年超	34百万円																																																																																					
合計	44百万円																																																																																					
支払リース料	4百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円																																																																																					
減価償却費相当額	4百万円																																																																																					
減損損失	- 百万円																																																																																					
<p>(2) 貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高</li> <li>取得価額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>13,069百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,391百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,461百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p>	動産	13,069百万円	その他	2,391百万円	合計	15,461百万円	<p>(2) 貸主側</p>	<p>(2) 貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高</li> <li>取得価額</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>13,274百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,698百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,973百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p>	動産	13,274百万円	その他	1,698百万円	合計	14,973百万円																																																																								
動産	13,069百万円																																																																																					
その他	2,391百万円																																																																																					
合計	15,461百万円																																																																																					
動産	13,274百万円																																																																																					
その他	1,698百万円																																																																																					
合計	14,973百万円																																																																																					

<p>動産 6,782百万円 その他 887百万円 合計 7,670百万円</p> <p>減損損失累計額</p> <p>動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>動産 6,286百万円 その他 1,504百万円 合計 7,790百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 2,513百万円 1年超 5,443百万円 合計 7,956百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 1,624百万円 減価償却費 1,383百万円 受取利息相当額 218百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>		<p>動産 6,660百万円 その他 900百万円 合計 7,560百万円</p> <p>減損損失累計額</p> <p>動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円</p> <p>年度末残高</p> <p>動産 6,614百万円 その他 798百万円 合計 7,412百万円</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 2,465百万円 1年超 5,151百万円 合計 7,616百万円</p> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>受取リース料 3,194百万円 減価償却費 2,862百万円 受取利息相当額 426百万円</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>
<p>2. オペレーティング・リース取引 (1) 借主側 ・未経過リース料</p> <p>1年内 34百万円 1年超 57百万円 合計 92百万円</p> <p>(2) 貸主側 ・未経過リース料</p> <p>1年内 196百万円 1年超 321百万円 合計 517百万円</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 (1) 借主側 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>1年内 93百万円 1年超 932百万円 合計 1,026百万円</p> <p>(2) 貸主側</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 (1) 借主側 ・未経過リース料</p> <p>1年内 32百万円 1年超 60百万円 合計 93百万円</p> <p>(2) 貸主側 ・未経過リース料</p> <p>1年内 188百万円 1年超 317百万円 合計 506百万円</p>

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	102,101	101,130	970
地方債	24,266	24,307	40
社債	1,526	1,510	15
その他	-	-	-
合計	127,894	126,948	945

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	21,544	30,848	9,303
債券	291,141	282,687	8,454
国債	242,766	234,284	8,481
地方債	25,779	26,049	269
社債	22,595	22,352	242
その他	3,760	3,415	344
合計	316,446	316,951	504

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、時価のある株式155百万円、時価のない株式409百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しています。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募地方債	134
その他有価証券 非公募地方債	4,656
非上場事業債	1,600
非上場株式	1,916
出資証券	111

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	85,136	85,139	2
地方債	28,409	28,847	437
社債	199	194	5
その他	11,000	9,946	1,053
合計	124,746	124,127	618

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	18,449	19,571	1,121
債券	302,928	299,700	3,227
国債	244,842	241,610	3,231
地方債	22,043	22,327	284
社債	36,043	35,762	280
その他	7,186	6,179	1,006
合計	328,564	325,451	3,112

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、変動利付国債については、合理的に算定された価額をもって時価としております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,767百万円（時価のある株式1,762百万円、時価のない株式5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しています。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非公募地方債	280
その他有価証券	
非公募地方債	4,050
非上場事業債	1,900
非上場株式	4,922
出資証券	131
信託受益権	126

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	87,464	88,067	603	973	370
地方債	26,540	27,346	805	838	32
社債	1,526	1,521	5	-	5
合計	115,531	116,935	1,403	1,811	407

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	20,362	21,634	1,272	5,374	4,102
債券	308,343	300,914	7,428	1,235	8,663
国債	257,834	250,047	7,787	685	8,472
地方債	22,659	23,134	474	489	14
社債	27,848	27,731	116	60	176
その他	4,524	3,596	928	-	928
合計	333,230	326,145	7,084	6,609	13,694

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、時価のある株式984百万円、時価のない株式418百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しています。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非公募地方債	240
その他有価証券	
非公募地方債	4,346
非上場事業債	1,400
非上場株式	4,935
出資証券	132
信託受益権	126

( 金銭の信託関係 )

前中間連結会計期間末

該当事項なし

当中間連結会計期間末

該当事項なし

前連結会計年度末

該当事項なし

( その他有価証券評価差額金 )

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	504
その他有価証券	504
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	149
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	354
( )少数株主持分相当額	155
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	199

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	3,112
その他有価証券	3,112
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	73
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,186
( )少数株主持分相当額	90
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,276

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成20年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	7,084
その他有価証券	7,084
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	90
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	7,174
( )少数株主持分相当額	109
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,284

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	5	0	0
	金利オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	57	0	0
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	1	0	0
	金利オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		0	0

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	42	0	0
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		0	0

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項なし

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項なし

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

該当事項なし

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行の取り扱っているデリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では為替予約取引であります。

当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を利用、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しています。また、取引先の輸出入取引等に伴う為替リスク回避ニーズにお応えするためにも為替予約取引を行っています。これらは、原則として市場で反対取引を行ったり、資産・負債と対応したのとなっておりません。なお、投機目的での積極的利用は行わない方針です。

リスクヘッジ目的の金利スワップ取引についてはヘッジの有効性を評価し、ヘッジ会計を行っております。ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによる会計処理であります。一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

デリバティブ取引に関するリスクとしては、市場価格の変動によって発生する市場リスク、取引相手の信用リスクがあります。当行における金利スワップ利用はリスク回避目的のものが主体であること、また為替予約取引は原則として市場で反対売買を行っていることから市場リスクは小さいと判断しております。当行は対金融機関取引においては信用度の高い金融機関を相手先とし、また対顧客取引においても規定にもとづき審査を行い信用リスクを管理しております。

当行では、デリバティブ取引に関するリスク管理は総合企画部が統括し、取引の執行・管理は資金運用部において行われております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	3	-	0	0
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	73	-	0	0
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成20年3月31日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引 (平成20年3月31日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引 (平成20年3月31日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成20年3月31日現在)

該当事項なし

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	19,245	2,372	336	21,953	-	21,953
(2)セグメント間の内部経常収益	111	110	461	682	(682)	-
計	19,356	2,482	797	22,636	(682)	21,953
経常費用	21,962	2,330	602	24,895	(682)	24,212
経常利益(は経常損失)	2,605	151	195	2,258	-	2,258

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	17,929	2,221	332	20,483	-	20,483
(2)セグメント間の内部経常収益	108	154	389	651	(651)	-
計	18,037	2,376	722	21,135	(651)	20,483
経常費用	19,587	2,130	518	22,236	(594)	21,642
経常利益(は経常損失)	1,550	245	203	1,101	(57)	1,158

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	40,633	4,560	671	45,865	-	45,865
(2)セグメント間の内部経常収益	219	239	864	1,323	(1,323)	-
計	40,852	4,800	1,535	47,188	(1,323)	45,865
経常費用	39,824	4,827	1,420	46,072	(1,323)	44,749
経常利益(は経常損失)	1,028	27	115	1,115	-	1,115

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各業務の主な内容は次のとおりであります。

(1)銀行業務・・・銀行業務

(2)リース業務・・・リース業務

(3)その他業務・・・輸送業務、信用保証業務、クレジットカード業務、その他

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	115.35	117.32	97.69
1株当たり中間(当期)純利益金額(は純損失金額)	円	12.26	2.64	0.65
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円		2.07	0.59

(注)1. 1株当たり中間(当期)純利益金額(は純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額(は純損失金額)				
中間(当期)純利益(は純損失)	百万円	2,958	847	158
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	193	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(は純損失)	百万円	2,958	654	158
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	241,286	247,394	242,864
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円		-	-
普通株式増加数	千株		67,420	22,892
うち優先株式	千株		67,420	22,892

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間は中間純損失を計上しているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において当行の周辺業務の見直しから連結子会社である株式会社東和ユニベンの解散を決議いたしました。

当該連結子会社の概要

商号 株式会社東和ユニベン  
本店所在地 群馬県前橋市本町二丁目12番6号  
資本金 20,000千円  
主要な事業の内容 投資育成業務  
解散時期 平成20年5月清算完了予定  
株主構成 東和銀リース株式会社 出資比率 45%  
東和カード株式会社 出資比率 20%  
株式会社東和銀行 出資比率 5%  
負債総額 0百万円

今後の業績に与える影響

当該連結子会社の清算による損失見込額並びに業績に与える影響は軽微であります。

2. 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において金融関連業務を営む連結子会社を設立することを決議いたしました。

新会社の目的

企業再生支援と不良債権処理の促進への取組強化

当該連結子会社の概要

商号 東和フェニックス株式会社  
本店所在地 群馬県前橋市本町二丁目12番6号  
資本金 20,000千円  
設立時期 平成19年11月  
株主構成 株式会社東和銀行 出資比率 100%  
事業内容 貸金業法に基づく金融関連業務

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項なし

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項なし

## 2【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
経常収益		10,300
資金運用収益		7,605
(うち貸出金利息)		6,536
(うち有価証券利息配当金)		1,005
役務取引等収益		1,201
その他業務収益		15
その他経常収益		1,478
経常費用		11,932
資金調達費用		1,316
(うち預金利息)		1,124
役務取引等費用		633
その他業務費用		0
営業経費		5,576
その他経常費用	1	4,406
経常損失		1,632
特別利益		747
償却債権取立益		758
リース会計基準の適用に伴う影響額		11
特別損失		49
固定資産処分損		13
減損損失		35
税金等調整前四半期純損失		934
法人税、住民税及び事業税		32
法人税等調整額		539
法人税等合計		572
少数株主損失		51
四半期純損失		310

当第2四半期連結会計期間  
(自平成20年7月1日  
至平成20年9月30日)

1. その他経常費用には、貸出金償却1,234百万円、貸倒引当金繰入額603百万円、株式等償却1,208百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間会計期間末 (平成20年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照 表 (平成20年3月31日)		
<b>資産の部</b>									
現金預け金	7	33,207	7	39,118	7	36,026			
コールローン		45,114		3,788		25,389			
買入金銭債権		626		307		377			
商品有価証券		197		54		128			
有価証券	1, 7, 14	452,848	1, 7, 14	468,329	1, 7, 14	459,444			
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8	1,183,735	2, 3, 4, 5, 6, 8	1,170,571	2, 3, 4, 5, 6, 8	1,164,442			
外国為替	6	1,264	6	1,360	6	1,968			
その他資産	7	7,007	7	4,452	7	4,331			
有形固定資産	9, 10, 11	26,559	9, 10	26,725	9, 10, 11	27,149			
無形固定資産		899		1,304		962			
繰延税金資産		6,590		5,472		5,484			
支払承諾見返		9,343		8,261		8,410			
貸倒引当金		28,908		22,500		23,671			
資産の部合計		1,738,485		1,707,245		1,710,444			
<b>負債の部</b>									
預金	7	1,649,275	7	1,592,152	7	1,610,368			
コールマネー	7	1,154	7	31,035	7	21,001			
借入金	12	4,000	12	4,000	12	4,000			
外国為替		11		24		40			
社債	13	15,000	13	15,000	13	15,000			
その他負債		7,165		5,325		4,619			
未払法人税等				100		117			
リース債務				413					
その他の負債				4,811					
賞与引当金		448		214		212			
預金返還損失引当金		150		261		187			
退職給付引当金		12,477		11,810		12,057			
役員退職慰労引当金		496		148		272			
偶発損失引当金		-		327		118			
再評価に係る繰延税金負債	9	3,679	9	3,592	9	3,592			
支払承諾		9,343		8,261		8,410			
負債の部合計		1,703,203		1,672,153		1,679,881			
<b>純資産の部</b>									
資本金		39,565		39,565		39,565			
資本剰余金		4,000		4,000		4,000			
資本準備金		4,000		4,000		4,000			
利益剰余金		10,478		7,476		7,999			
その他利益剰余金		10,478		7,476		7,999			
繰越利益剰余金		10,478		7,476		7,999			
自己株式		96		103		100			
株主資本合計		32,990		35,985		35,466			
その他有価証券評価差額金		178		3,288		7,299			
土地再評価差額金	9	2,113	9	2,395	9	2,395			
評価・換算差額等合計		2,291		893		4,903			
純資産の部合計		35,281		35,092		30,562			
負債及び純資産の部合計		1,738,485		1,707,245		1,710,444			

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約損益計算書
	(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)		(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益		19,256		17,867	39,927
資金運用収益		16,036		15,269	31,697
(うち貸出金利息)		13,751		13,009	27,399
(うち有価証券利息配当金)		1,974		2,095	3,772
役務取引等収益		2,485		2,145	4,673
その他業務収益		119		91	261
その他経常収益		614		361	3,294
経常費用		21,854		18,417	39,350
資金調達費用		2,166		2,627	4,687
(うち預金利息)		1,926		2,231	4,056
役務取引等費用		1,549		1,336	2,986
その他業務費用		-		111	0
営業経費	1	11,563	1	10,790	22,069
その他経常費用	2	6,574	2	3,551	9,607
経常利益又は経常損失( )		2,598		549	576
特別利益	3	1,207	3	1,237	2,477
特別損失	4, 5	537	4, 5	126	1,154
税引前中間純利益又は税引前中間純損失( )		1,927		560	1,899
法人税、住民税及び事業税		22		22	44
法人税等調整額		1,236		15	2,278
法人税等合計				38	
中間純利益又は中間純損失( )		3,186		522	424

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の株主資本等変 動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	35,565	39,565	35,565
当中間期変動額			
新株の発行	4,000	-	4,000
当中間期変動額合計	4,000	-	4,000
当中間期末残高	39,565	39,565	39,565
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	14,516	4,000	14,516
当中間期変動額			
新株の発行	4,000	-	4,000
資本準備金の取崩	(注) 14,516	-	(注) 14,516
当中間期変動額合計	10,516	-	10,516
当中間期末残高	4,000	4,000	4,000
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	14,516	4,000	14,516
当中間期変動額			
新株の発行	4,000	-	4,000
資本準備金の取崩	(注) 14,516	-	(注) 14,516
当中間期変動額合計	10,516	-	10,516
当中間期末残高	4,000	4,000	4,000
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	450	-	450
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	(注) 450	-	(注) 450
当中間期変動額合計	450	-	450
当中間期末残高	-	-	-
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	22,486	7,999	22,486
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失( )	3,186	522	424
資本準備金の取崩	(注) 14,516	-	(注) 14,516
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
利益準備金の取崩	(注) 450	-	(注) 450
当中間期変動額合計	12,007	522	14,487
当中間期末残高	10,478	7,476	7,999
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	22,036	7,999	22,036
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失( )	3,186	522	424
資本準備金の取崩	(注) 14,516	-	(注) 14,516
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
当中間期変動額合計	11,557	522	14,037
当中間期末残高	10,478	7,476	7,999

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の株主資本等変 動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	89	100	89
当中間期変動額			
自己株式の取得	7	3	11
当中間期変動額合計	7	3	11
当中間期末残高	96	103	100
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	27,956	35,466	27,956
当中間期変動額			
新株の発行	8,000	-	8,000
中間純利益又は中間純損失( )	3,186	522	424
自己株式の取得	7	3	11
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
当中間期変動額合計	5,033	519	7,509
当中間期末残高	32,990	35,985	35,466
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	2,405	7,299	2,405
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,227	4,010	9,705
当中間期変動額合計	2,227	4,010	9,705
当中間期末残高	178	3,288	7,299
<b>土地再評価差額金</b>			
前期末残高	2,340	2,395	2,340
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	227	-	54
当中間期変動額合計	227	-	54
当中間期末残高	2,113	2,395	2,395
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	4,746	4,903	4,746
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,455	4,010	9,650
当中間期変動額合計	2,455	4,010	9,650
当中間期末残高	2,291	893	4,903
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	32,703	30,562	32,703
当中間期変動額			
新株の発行	8,000	-	8,000
中間純利益又は中間純損失( )	3,186	522	424
自己株式の取得	7	3	11
土地再評価差額金の取崩	227	-	54
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,455	4,010	9,650
当中間期変動額合計	2,578	4,529	2,141
当中間期末残高	35,281	35,092	30,562

【中間株主資本等変動計算書の欄外注記】

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、平成19年3月末における欠損てん補のため、資本準備金及び利益準備金を取り崩したものであります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）が公表されたことに伴い、市場価格が時価とみなせないと判断した変動利付国債については、合理的に算定された価額をもって時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,202百万円増加し、その他有価証券評価差額金（損）が同額減少し、資産の部合計及び純資産の部合計が同額増加しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～10年</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ2百万円増加しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ41百万円増加しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 4年～10年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 4年～10年</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ15百万円減少しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ82百万円減少しております。</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41,960百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,398百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,427百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 預金返還損失引当金 預金返還損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てております。 (追加情報) 利益計上した睡眠預金の預金者への返還損失は、前中間会計期間までは返還時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前事業年度より過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てる方法に変更しております。 なお、前中間会計期間は従来の方法によっていることから、上記方法によった場合と比較して、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ102百万円少なく計上されております。</p>	<p>(3) 預金返還損失引当金 預金返還損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てております。</p>	<p>(3) 預金返還損失引当金 同左</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報) 役員退職慰労金は、前中間会計期間までは支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前事業年度から、内規に基づく支給見込額を引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間は従来の方 法によっていることから、上記方法 によった場合と比較して、経常損失 及び税引前中間純損失はそれぞれ 37百万円及び422百万円少なく計上 されております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、前事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
		<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 平成19年10月1日に信用保証協会の責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益は118百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転以外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。 また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。	同左	同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を継続しております。 また、リース取引開始日が平成20年 4月 1日以後に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については該当がないため、当該変更による中間財務諸表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年 7月11日)により改正され、平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 43百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,808百万円、延滞債権額は88,631百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,519百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,960百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,699百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 7,065百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,184百万円、延滞債権額は78,338百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,088百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,611百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,368百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 6,969百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,919百万円、延滞債権額は69,722百万円でありませす。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,197百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,840百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,466百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																												
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,523百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>18百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>9,420百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券133,395百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は689百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、87,860百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが74,673百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	預け金	5百万円	有価証券	5,523百万円	その他資産	18百万円	預金	9,420百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>38,135百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>23百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>15,918百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>30,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券133,980百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は620百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、83,116百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが66,417百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	現金預け金	15百万円	有価証券	38,135百万円	その他資産	23百万円	預金	15,918百万円	コールマネー	30,000百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>39,894百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>23百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>14,414百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券134,590百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は624百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,917百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが81,910百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	預け金	5百万円	有価証券	39,894百万円	その他資産	23百万円	預金	14,414百万円	コールマネー	20,000百万円
預け金	5百万円																													
有価証券	5,523百万円																													
その他資産	18百万円																													
預金	9,420百万円																													
現金預け金	15百万円																													
有価証券	38,135百万円																													
その他資産	23百万円																													
預金	15,918百万円																													
コールマネー	30,000百万円																													
預け金	5百万円																													
有価証券	39,894百万円																													
その他資産	23百万円																													
預金	14,414百万円																													
コールマネー	20,000百万円																													

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10.有形固定資産の減価償却累計額 25,698百万円</p> <p>11.有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。</p> <p>13.社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は200百万円であります。</p> <p>15.取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 957百万円</p>	<p>10.有形固定資産の減価償却累計額 26,403百万円</p> <p>12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。</p> <p>13.社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は300百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,365百万円</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 26,139百万円</p> <p>11.有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>12.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。</p> <p>13.社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p> <p>14.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は300百万円であります。</p> <p>15.取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1,181百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 561百万円 無形固定資産 129百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却5,481百万円及び株式等償却564百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益1,200百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産の減損損失490百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>(減損損失を認識した資産または資産グループ)</p> <p>(イ)群馬県内 主な用途 営業店舗3店舗 種類 土地建物等 減損損失額 310百万円</p> <p>(ロ)群馬県外 主な用途 営業店舗3店舗 種類 土地建物等 減損損失額 180百万円</p> <p>(減損損失の認識に至った経緯)</p> <p>営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額490百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 469百万円 無形固定資産 181百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却1,256百万円及び株式等償却1,767百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益491百万円及び貸倒引当金戻入益741百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産の減損損失107百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>(減損損失を認識した資産または資産グループ)</p> <p>群馬県外 主な用途 営業店舗2店舗 種類 建物等 減損損失額 107百万円</p> <p>(減損損失の認識に至った経緯)</p> <p>営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額107百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。</p>	<p>2. その他経常費用には、貸出金償却7,304百万円及び株式等償却1,403百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益2,137百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産の減損損失1,035百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>(減損損失を認識した資産または資産グループ)</p> <p>(イ)群馬県内 主な用途 営業店舗6店舗 種類 土地建物等 減損損失額 466百万円</p> <p>(ロ)群馬県外 主な用途 営業店舗7店舗 種類 土地建物等 減損損失額 568百万円</p> <p>(減損損失の認識に至った経緯)</p> <p>営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,035百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	296	32	-	328	(注)
合計	296	32	-	328	

(注)自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	360	32	-	393	(注)1
種類株式 第一種優先株式	30	30	50	10	(注)2
合計	390	62	50	403	

(注)1.普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2.種類株式の自己株式数の増加は、当中間会計期間末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。また、取得した自己株式の取得原価はゼロであります。

なお、当中間会計期間末に所有している第一種優先株式については、今後消却予定であります。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	296	64	-	360	(注)1
種類株式 第一種優先株式	-	130	100	30	(注)2
合計	296	194	100	390	

(注)1.普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2.種類株式の自己株式数の増加は、当事業年度末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。また、取得した自己株式の取得原価はゼロであります。

なお、当事業年度末に所有している第一種優先株式については、今後消却予定であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																																																																																																													
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>357百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>740百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,097百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>102百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>111百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>213百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>255百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>628百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>884百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>214百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>669百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>884百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高</p> <table> <tr><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	357百万円	その他	740百万円	合計	1,097百万円	動産	102百万円	その他	111百万円	合計	213百万円	動産	0百万円	その他	- 百万円	合計	0百万円	動産	255百万円	その他	628百万円	合計	884百万円	1年内	214百万円	1年超	669百万円	合計	884百万円	0百万円	支払リース料	94百万円	リース資産減損勘定の取崩額	0百万円	減価償却費相当額	94百万円	減損損失	0百万円	<p>1. ファイナンス・リース 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>904百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>274百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,179百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>432百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>107百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>539百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>60百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>412百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>167百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>580百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>166百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>473百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>640百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高</p> <table> <tr><td>60百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>83百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>80百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	有形固定資産	904百万円	無形固定資産	274百万円	その他	- 百万円	合計	1,179百万円	有形固定資産	432百万円	無形固定資産	107百万円	その他	- 百万円	合計	539百万円	有形固定資産	60百万円	無形固定資産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	60百万円	有形固定資産	412百万円	無形固定資産	167百万円	その他	- 百万円	合計	580百万円	1年内	166百万円	1年超	473百万円	合計	640百万円	60百万円	支払リース料	83百万円	リース資産減損勘定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	80百万円	減損損失	63百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>439百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>901百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,340百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>159百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>198百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>358百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>288百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>703百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>991百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>260百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>731百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>991百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の期末残高</p> <table> <tr><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	439百万円	その他	901百万円	合計	1,340百万円	動産	159百万円	その他	198百万円	合計	358百万円	動産	0百万円	その他	- 百万円	合計	0百万円	動産	288百万円	その他	703百万円	合計	991百万円	1年内	260百万円	1年超	731百万円	合計	991百万円	0百万円	支払リース料	221百万円	リース資産減損勘定の取崩額	0百万円	減価償却費相当額	221百万円	減損損失	0百万円
動産	357百万円																																																																																																																														
その他	740百万円																																																																																																																														
合計	1,097百万円																																																																																																																														
動産	102百万円																																																																																																																														
その他	111百万円																																																																																																																														
合計	213百万円																																																																																																																														
動産	0百万円																																																																																																																														
その他	- 百万円																																																																																																																														
合計	0百万円																																																																																																																														
動産	255百万円																																																																																																																														
その他	628百万円																																																																																																																														
合計	884百万円																																																																																																																														
1年内	214百万円																																																																																																																														
1年超	669百万円																																																																																																																														
合計	884百万円																																																																																																																														
0百万円																																																																																																																															
支払リース料	94百万円																																																																																																																														
リース資産減損勘定の取崩額	0百万円																																																																																																																														
減価償却費相当額	94百万円																																																																																																																														
減損損失	0百万円																																																																																																																														
有形固定資産	904百万円																																																																																																																														
無形固定資産	274百万円																																																																																																																														
その他	- 百万円																																																																																																																														
合計	1,179百万円																																																																																																																														
有形固定資産	432百万円																																																																																																																														
無形固定資産	107百万円																																																																																																																														
その他	- 百万円																																																																																																																														
合計	539百万円																																																																																																																														
有形固定資産	60百万円																																																																																																																														
無形固定資産	- 百万円																																																																																																																														
その他	- 百万円																																																																																																																														
合計	60百万円																																																																																																																														
有形固定資産	412百万円																																																																																																																														
無形固定資産	167百万円																																																																																																																														
その他	- 百万円																																																																																																																														
合計	580百万円																																																																																																																														
1年内	166百万円																																																																																																																														
1年超	473百万円																																																																																																																														
合計	640百万円																																																																																																																														
60百万円																																																																																																																															
支払リース料	83百万円																																																																																																																														
リース資産減損勘定の取崩額	3百万円																																																																																																																														
減価償却費相当額	80百万円																																																																																																																														
減損損失	63百万円																																																																																																																														
動産	439百万円																																																																																																																														
その他	901百万円																																																																																																																														
合計	1,340百万円																																																																																																																														
動産	159百万円																																																																																																																														
その他	198百万円																																																																																																																														
合計	358百万円																																																																																																																														
動産	0百万円																																																																																																																														
その他	- 百万円																																																																																																																														
合計	0百万円																																																																																																																														
動産	288百万円																																																																																																																														
その他	703百万円																																																																																																																														
合計	991百万円																																																																																																																														
1年内	260百万円																																																																																																																														
1年超	731百万円																																																																																																																														
合計	991百万円																																																																																																																														
0百万円																																																																																																																															
支払リース料	221百万円																																																																																																																														
リース資産減損勘定の取崩額	0百万円																																																																																																																														
減価償却費相当額	221百万円																																																																																																																														
減損損失	0百万円																																																																																																																														
<p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>93百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>932百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,026百万円</td></tr> </table>	1年内	93百万円	1年超	932百万円	合計	1,026百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>																																																																																																																							
1年内	93百万円																																																																																																																														
1年超	932百万円																																																																																																																														
合計	1,026百万円																																																																																																																														

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの  
前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当事項なし

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項なし

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

事業分離

1. 分離先企業の名称及び分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称及び分離した事業の内容

東和フェニックス株式会社

貸金業法に基づく金融関連事業

(2) 事業分離を行った主な理由

企業再生支援と不良債権処理の促進への取組強化

(3) 事業分離日

平成20年3月19日

(4) 法的形式を含む事業分離の概要

(事業分離の概要)

企業再生支援と不良債権処理の促進への取組を強化すべく、平成19年11月29日に100%子会社である東和フェニックス株式会社を設立し、平成20年3月19日に同社に対し、本件事業分離を行ったものであります。

(法的形式)

当行を分割会社とし、東和フェニックス株式会社を承継会社とする簡易吸収分割方式

2. 実施した会計処理の概要

本件取引は、実質的に子会社設立と事業分離が一体の取引であることから、これらを一体として会計処理を行っております。

(1) 移転損益

当該事業分離による移転損益は認識しておりません。

(2) 受取対価の種類

株式(子会社株式) 6,906百万円

(3) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

現金	2,000百万円	借入金	14,790百万円
貸出金	24,380百万円	貸倒引当金	4,690百万円
仮払金	7百万円		

3. 当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	369百万円
経常利益	5,255百万円
税引前当期純利益	3,894百万円

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において当行の周辺業務の見直しから連結子会社である株式会社東和ユニベンの解散を決議いたしました。

当該連結子会社の概要

商号 株式会社東和ユニベン  
本店所在地 群馬県前橋市本町二丁目12番6号  
資本金 20,000千円  
主要な事業の内容 投資育成業務  
解散時期 平成20年5月清算完了予定  
株主構成 東和銀リース株式会社 出資比率 45%  
東和カード株式会社 出資比率 20%  
株式会社東和銀行 出資比率 5%  
負債総額 0百万円

今後の業績に与える影響

当該連結子会社の清算による損失見込額並びに業績に与える影響は軽微であります。

2. 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において金融関連業務を営む連結子会社を設立することを決議いたしました。

新会社の目的

企業再生支援と不良債権処理の促進への取組強化

当該連結子会社の概要

商号 東和フェニックス株式会社  
本店所在地 群馬県前橋市本町二丁目12番6号  
資本金 20,000千円  
設立時期 平成19年11月  
株主構成 株式会社東和銀行 出資比率 100%  
事業内容 貸金業法に基づく金融関連業務

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項なし

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項なし

4【その他】

該当事項なし

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎 茂
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 波也人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。